

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名	千葉県船橋市						
プ ラ ン の 名 称	船橋市立医療センター改革プラン						
策 定 日	平成 21年 3月 27日						
対 象 期 間	平成 21年度 ～ 平成 23年度						
病院の現状	病 院 名	船橋市立医療センター					
	所 在 地	船橋市金杉1-21-1					
	病 床 数	一般病床 426床					
	診 療 科 目	内科、精神科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、麻酔科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付	<p>医療センターの使命は、船橋地域の中核病院として地域の医療機関や消防局等関係機関と密接に連携・協力しながら、救急医療を主体とする急性期医療及び高度医療を提供するための総合診療機能を有する病院として、市民の安心の確保に寄与することである。</p> <p>医療センターが今後担っていくべき主な役割(診療機能)としては、高度な救急医療、心臓疾患・脳卒中等の高度医療、地域の小児医療の中核、地域のがん診療の拠点などである。</p>						
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付	<p>一般会計における経費負担区分は、建設改良に要する経費、小児・周産期医療に要する経費、リハビリテーション医療に要する経費、院内保育所の運営に要する経費、救急医療の確保に要する経費、高度医療に要する経費、保健衛生行政事務に要する経費、経営基盤強化対策に要する経費とする。</p>						
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	医業収支比率(%)	93.3	90.1	89.7	92.8	92.7	
	経常収支比率(%)	100.4	100.7	100.4	100.4	100.4	
	病床利用率(%) (一般病床)	85.8	89	88	89	89.5	
	(緩和ケア病床)			75	75	75	
	平均在院日数	12.8	12.8	12.8	12.8	12.8	
	医業収益に占める職員給与費比率(%)	49.6	51.6	52.5	51.3	51.7	
	医業収益に占める材料費比率(%)	27.8	26.6	25	24.5	24.4	
上記目標数値設定の考え方	<p>20年度及び21年度は既存病棟改修に伴い病床が1日当たり最大で39床減る期間が生じることや、21年度緩和ケア病棟を含む新棟開設に伴う人件費を含む経費増等から、指標によっては、経営努力を前提としてもなお20年度を下回る目標数値を掲げざるを得ないものがあるが、22年度以降継続的に経営改善に取り組んでいく。</p> <p>(経常黒字化の目標年度:現在、経常収支は黒字である。)</p>						

				団体名 (病院名)	船橋市 (船橋市立医療センター)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
一般患者数		308,746	283,989	281,920	287,692	290,425	
救急患者数		65,929	59,419	67,125	70,014	70,550	
初期臨床研修医の採用人数		20	20	20	20	20	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	21年4月1日から地方公営企業法を全部適用することによって、病院事業管理者へ経営責任と権限を一元化する。これにより、組織や職員の任用等を含め機動的な運営が可能となり、病院経営の効率化と質の向上を含めた様々な改革を実行する環境が整備される。 また、事業管理者のリーダーシップの下、スタッフ全員が病院の経営状況を正確に理解し、経営改革の具体的な目標、実現に至るまでのプロセス等について共通理解をもち、一人ひとりが経営意識をもって病院内の活性化、魅力ある病院づくり等に取り組む。				
		事業規模・形態の見直し	21年4月1日から地方公営企業法を全部適用する。				
		経費削減・抑制対策	引き続き診療材料費や委託費などの経費について、他の自治体病院や公的病院等の情報を収集しつつ適正化に努める。				
		収入増加・確保対策	引き続き診療報酬上の新規施設基準の取得や診療報酬請求の見直し(心大血管疾患リハビリテーション料 など) 引き続き紹介率、逆紹介率の向上				
		その他	21年度から経営状況に関する情報を、院内報などを通じて発信し、職員が情報を共有できる体制を整備する。 21年度から委託職員も含めた病院に勤務する全職員が、経営改善等につながる事項について提案できる制度を創設する。 21年度から学識経験者や経営が良好な病院経営者などによる講演会を、全職員を対象に実施する。 23年度に地域医療支援病院の承認を取得する。 23年度にDPCを導入する。(21年度にDPC準備病院として申請)				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の特記事項	病床利用率の状況	17年度	89.90%	18年度	89.00%	19年度	85.80%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	病床利用率を踏まえた病床の見直し等は検討していない。 22年1月に緩和ケア病棟20床がオープンする。 現在の診療科ごとに配分している病床を、診療料を超えて利用することで、病床利用率を90%に近づけていきたいと考えている。					

団体名 (病院名)	船橋市 (船橋市立医療センター)
--------------	---------------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	当センターが所在する東葛南部保健医療圏(人口約163万人)には、公立病院が3病院ある。船橋市立リハビリテーション病院(200床。現在68床)、国立国際医療センター国府台病院(772床)、市川市リハビリテーション病院(100床)。 また、公的病院として、社会保険船橋中央病院(464床)、済生会習志野病院(400床)の2病院がある。さらに、大型私立病院としては、順天堂大学医学部附属浦安病院(653床)、鎌ヶ谷総合病院(248床)、東京女子医大附属八千代医療センター(355床)の3病院がある。		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	特になし		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>	<内容>  他病院との再編・ネットワーク化については、医療センターの担うべき役割を踏まえ、県所管の医療政策(二次保健医療圏における保健医療サービスのあり方や計画的な整備、医療機関相互の機能分担に基づく連携等)との整合性に配慮しつつ、病院の経営改革を進めていく中で引き続き検討していく。  現在、県は再編・ネットワーク化について何ら方向性を示していないことから、21年度から23年度までの3カ年を計画期間とした本プランの中では現在のところ実施する予定はない。	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>  21年4月1日	<内容>  地方公営企業法の全部適用への移行	
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	外部有識者等を含めた(仮称)医療センター運営委員会を設置し、年2回程度点検・評価を行う。 点検、評価等の結果については、年1回ホームページ等で公表する。		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年7月、2月頃		
その他特記事項				

(別紙)

団体名  
(病院名)

船橋市(船橋市立医療センター)

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	10,028	9,910	10,141	10,565	11,053	11,094
	(1) 料 金 収 入	9,349	9,235	9,470	9,736	10,290	10,420
	(2) そ の 他	679	675	671	829	763	674
	うち他会計負担金	597	599	595	737	656	567
	2. 医 業 外 収 益	1,731	1,511	1,990	2,008	1,627	1,619
	(1) 他会計負担金・補助金	1,668	1,415	1,905	1,927	1,560	1,554
	(2) 国(県)補助金	22	23	32	33	23	23
	(3) そ の 他	41	73	53	48	44	42
	経 常 収 益 (A)	11,759	11,421	12,131	12,573	12,680	12,713
	入	1. 医 業 費 用 b	10,982	10,620	11,261	11,784	11,912
(1) 職 員 給 与 費 c		5,168	4,914	5,231	5,549	5,673	5,734
(2) 材 料 費		2,853	2,758	2,698	2,638	2,713	2,711
(3) 経 費		1,796	2,038	2,387	2,466	2,490	2,487
(4) 減 価 償 却 費		895	871	888	1,046	966	984
(5) そ の 他		270	39	57	85	70	52
2. 医 業 外 費 用		762	756	785	735	714	691
(1) 支 払 利 息		483	452	375	402	384	365
(2) そ の 他		279	304	410	333	330	326
経 常 費 用 (B)		11,744	11,376	12,046	12,519	12,626	12,659
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	15	45	85	54	54	54	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)	24	8	15	3	3	3
	2. 特 別 損 失 (E)	32	44	90	57	57	57
	特別損益(D)-(E) (F)	▲ 8	▲ 36	▲ 75	▲ 54	▲ 54	▲ 54
純 損 益 (C)+(F)	7	9	10	0	0	0	
累 積 欠 損 金 (G)							
不良債務	流 動 資 産 (ア)						
	流 動 負 債 (イ)						
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入又は未発行の額(エ)						
差引 不良債務(オ)							
{(イ)-(エ)} - {(ア)-(ウ)}							
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)							
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	100.1%	100.4%	100.7%	100.4%	100.4%	100.4%	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$							
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	91.3%	93.3%	90.1%	89.7%	92.8%	92.7%	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	51.5%	49.6%	51.6%	52.5%	51.3%	51.7%	
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 (H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の資金不足比率							
病 床 利 用 率	89.0%	85.8%	89.0%	88.0%	89.0%	89.5%	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること

例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」= (「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	船橋市(船橋市立医療センター)
--------------	-----------------

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度						
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度	
収 入	1. 企業債	206	1,617	1,736	925	100	150	
	2. 他会計出資金							
	3. 他会計負担金							
	4. 他会計借入金							
	5. 他会計補助金							
	6. 国(県)補助金		9					
	7. その他	300	600	760	760	460	460	
	収入計(a)	506	2,226	2,496	1,685	560	610	
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)							
	前年度許可債で当年度借入分(c)							
	純計(a)-(b)+(c)(A)	506	2,226	2,496	1,685	560	610	
	支 出	1. 建設改良費	340	995	2,636	1,469	604	457
		2. 企業債償還金	779	1,710	799	1,144	956	948
		3. 他会計長期借入金返還金						
4. その他								
支出計(B)		1,119	2,705	3,435	2,613	1,560	1,405	
差引不足額(B)-(A)(C)		613	479	939	928	1,000	795	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	613	477	932	919	990	795	
	2. 利益剰余金処分額							
	3. 繰越工事資金							
	4. その他		2	7	9	10		
	計(D)	613	479	939	928	1,000	795	
補てん財源不足額(C)-(D)(E)								
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)								
実質財源不足額(E)-(F)								

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	( ) 2,265,000	( ) 2,014,000	( ) 2,500,000	(274,293) 2,664,081	( ) 2,216,425	( ) 2,120,511
資本的収支	( )	( )	( )	( )	( )	( )
合計	( ) 2,265,000	( ) 2,014,000	( ) 2,500,000	(274,293) 2,664,081	( ) 2,216,425	( ) 2,120,511

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。